

宇都宮市「自転車安全利用応援店」認定事業実施要領

1 目 的

自転車利用者による交通ルールの遵守と交通マナーの向上，自転車ヘルメットの着用等，自転車の安全利用を促進するための活動を推進することにより，自転車の交通事故防止及び交通事故の負傷軽減を図ることを目的とする。

2 内 容

自転車ヘルメットを着用している自転車利用者に対し，商品の割引など独自のサービスを提供する店舗等を「自転車安全利用応援店」（以下「応援店」という。）として認定する。

3 申請方法

応援店として認定を希望する店舗等は，認定申請書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ，宇都宮市生活安心課に提出する。

4 認 定

生活安心課は，申請を受けたときは，その内容等を確認のうえ，当該申請者へ認定書（様式第2号）を交付する。なお，認定期間は当該年度の末日までとするが，期間満了の1か月前までに辞退届出書（様式第4号）の提出がない場合には，1年間登録を更新するものとし，以後も同様とする。

5 変 更

応援店は，申請した内容等を変更する場合，事前に変更届出書（様式第3号）を生活安心課に提出しなければならない。

6 応援店の役割

応援店は，自転車ヘルメットを着用している自転車利用者に対し，商品の割引など独自のサービスを提供することにより，本市の自転車安全利用の推進役を努めるものとする。

7 市の役割

生活安心課は，応援店の情報をホームページ等で積極的にPRするものとする。

8 辞退届

認定期間中に，応援店がサービス提供を終了しようとする場合，事前に辞退届出書（様式第4号）を生活安心課に提出しなければならない。

9 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

この要領は、令和6年9月1日から適用する。